【概要書】

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更南スーダン国際平和協力業務の実施の状況

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 6 年 4 月内 閣 府外 務 省

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第7条第1号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容を国会に報告するものである。報告の内容は以下のとおり。

【変更内容】

- 1 南スーダン国際平和協力業務実施計画の2(1)国際平和協力業務の種類 及び内容に、人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る業務を追加す る。
- 2 同実施計画の2(3)国際平和協力業務を行うべき期間の期限を「令和6年5月31日」から「令和6年6月30日」に延長する。
- 3 同実施計画の2(4)南スーダン国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備に、要員を2名追加する。

以上

令和6年4月内閣府外務省防衛省

南スーダン国際平和協力業務の実施の状況について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第7条第3号の規定に基づき、実施計画の変更前の期間における 国際平和協力業務の実施の状況を国会に報告するものである。報告の内容は以 下のとおり。

1 経緯

国際連合南スーダン共和国ミッション(以下「UNMISS」という。)の設立の経緯及び任務の内容並びに我が国における南スーダン国際平和協力業務の実施等についての決定等について記述。

- 2 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況に関する事項
- (1) 司令部業務の概要

15次にわたり派遣した司令部要員の業務等について記述。

- (2) 施設部隊等業務の概要
 - 11次にわたり派遣した陸上自衛隊の南スーダン派遣施設部隊等の活動実績を記述。
- (3) 航空自衛隊による補給の実施 航空自衛隊による補給の実施についての実績(14回)を記述。
- (4)連絡調整業務の概要

関係省庁(内閣府、外務省及び防衛省)から派遣された連絡調整要員による業務の概要等を記述。

3 施設部隊の撤収の経緯

平成29年5月末までに施設部隊を撤収させた経緯を記述。

4 物資協力の実施

これまでUNMISSに協力するために実施した物資協力の実績(平成25年12月の弾薬の無償譲渡、平成26年3月のテント及びビニールシートの無償譲渡並びに平成29年5月の施設部隊撤収の際の重機、車両、居住関連コンテナ等の無償譲渡)を記述。